

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当契約(政策目的随意契約)の事後公表

番号	契約の名称	契約期間	契約の相手方	契約年月日	契約額	契約の相手方とした理由
	こどもの遊び場・児童遊園 樹木管理業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	公益社団法人 五泉市シルバー人材センター 五泉市太田1092番地1	令和5年4月1日	304,000円	参加資格を有するものであり、見積書の額が五泉市契約事務規則第41条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格であったため。